

介護職員処遇改善支援補助金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志楽園福祉会（以下、志楽園福祉会）の介護職員処遇改善支援補助金に関する規程を定める事を目的とする

(支給対象者)

第2条 志楽園福祉会の運営する、特別養護老人ホーム・ショートステイホーム・グループホーム・デイサービスセンター・ケアプランセンターで働いている職員が支給対象となる

(配分方法)

第3条 介護職員処遇改善支援補助金の配分方法は、対象となるすべての職員を次の3つに区別する

- ① 介護職員
- ② その他の職員（介護関係職種）
看護師、機能訓練指導員、管理栄養士、介護支援専門員、事務員など
- ③ その他の職員（介護関係外職種）
調理補助員、託児職員、清掃職員など

(支給算定期間)

第4条 令和4年2月～令和4年9月までを算定期間とする。次回以降は、介護職員処遇改善支援補助金に関する行政機関の指導による

(支給月額)

第5条 介護職員処遇改善支援補助金の支給月額は、常勤換算方法により1人につき介護職員処遇改善支援補助金手当として、月額2,000円～6,000円および一時金として5,000円～15,000円を支給する。非常勤職員についても、常勤換算率（月次の実働時間）に基づき①～③の分類にて単価設定のもと支給する

(その他)

第6条 この規程は、介護職員処遇改善支援補助金が終了すると同時に廃止するものとする

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する